

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化」要件について

加算取得状況及び賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

□加算取得状況

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）および介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

□賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

○ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・ 介護職員がキャリアアップを目指す環境整備。勤務扱いでの資格取得応援。  
各割引制度申請や事業所独自の一部助成制度あり。介護福祉士資格取得を目指しながら働きやすい環境を作る。
- ・ 専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する痰吸引、認知症ケア、サービス担当責任者研修、中堅職員に対するケアマネジメント研修の受講支援等。

○ 労働環境・処遇の改善

- ・ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施。
- ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。
- ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備。
- ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実。
- ・ 介護職員の腰痛対策を含む介護負担軽減のための介護ロボットやセンサー、リフト等の介護機器等導入。
- ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実。

○ その他

- ・ 地域包括ケアの一員として地域の方々との交流。避難訓練の合同実施。
- ・ 法人が掲げるとご利用者本位のケア方針・理念を毎日朝礼で学ぶ機会を作る。